

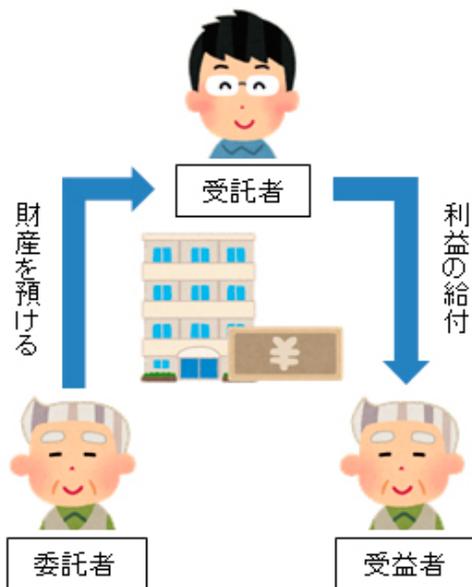


ご存知ですか？民事信託とその活用例

近年、超高齢化社会の進展や認知症患者の増加を背景に、高齢な方を中心に財産管理に関する関心が高まっています。賃貸用不動産の適切な修繕や入居者との契約、預貯金からの療養費の支払いといった財産の管理は、高齢になると自身で行うことが難しくなってきます。今回は、そのような課題に対処する手段として、【民事信託】について取りあげます。

1. 民事信託とは(民事信託の仕組み)

そもそも民事信託とは、自身の大切な財産を信頼のおける家族等に託し、予め定めておいた目的に沿って、託した家族等に管理してもらうことをいいます。民事信託には次の三者が登場します。



委託者：自身が持つ財産を、目的を定めて家族等に託す人。
 受託者：託された財産（信託財産）を、委託者が定めた目的に従って管理、処分する人。
 受益者：信託財産により利益を受ける人。

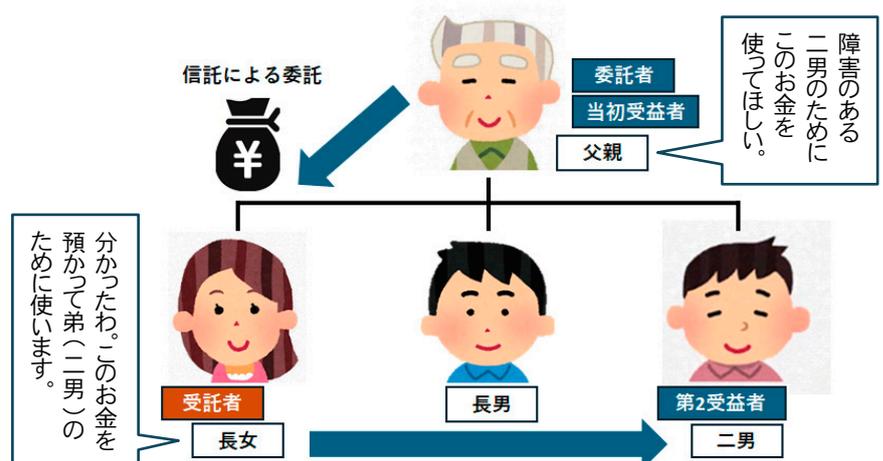
たとえば、高齢で独りで暮らしている父親が、自身が認知症になった際には自宅を売却し、その資金で施設に入所したいと考えていたとします。この場合父親は、認知症になると契約行為をすることが出来なくなるため、自宅の売却は行えなくなってしまいます。こういった事態に備え父親（委託者）は、予め子（受託者）と民事信託契約を結んでおきます。自身が認知症になった際には受託者である子が自宅を売却し、施設入所費用を捻出（信託の目的）することができます。

2. 障害のある子がいる家庭での活用例

民事信託は前述しました認知症への備えだけでなく、障害のある子がいる家庭でも活用できます。

(1) 障害のある子のための活用例

たとえば、右図のような家庭があったとします。二男は軽度の知的障害があり、財産管理を行うことができません。今は父親が二男の面倒を看っていますが、自身が認知症になった場合や亡くなった際は、二男の生活のために準備していた1,000万円を長女が適切に管理してほしいと考えています。



この場合民事信託を活用することのメリットとして、以下が挙げられます。

①財産の管理・処分ができなくなる心配がない。

財産の管理は受託者である長女が行うので、父親が認知症になった場合や、亡くなった場合でも財産の管理及び二男への生活費の給付を行うことができます。

②遺言でできないことも実現できる。

財産を承継する方法として、民事信託以外には遺言書があります。しかしながら遺言書では、相続による二男への財産の承継は行えても、二男には障害があるために詐欺等にあってしまう恐れがあります。民事信託を活用すれば、次男の生活のための財産であっても、管理は長女が行うため詐欺被害等の防止が期待できます。

③受益者である二男が亡くなった後の財産の承継先も決めることができる。

たとえば、信託の終了時(二男の死亡時)に、父親が信託した財産のうち残っている財産があった場合に、二男の世話をしてくれていた長女にその財産を渡すことも可能です。

(2)その他(特定贈与信託の活用)

今回のように障害のある子がいる場合、障害の程度によって6000万円または3000万円を限度に、障害のある子への贈与が非課税になる特定贈与信託の活用も可能です。(信託会社及び信託業務を営む金融機関が受託者となる信託を設定。)



3. 民事信託を利用するうえでの注意点

(1)信託目的および信託財産の明確化

信託をする目的や財産は、信託契約書にできるだけわかりやすく明確に定めましょう。

(2)適切な受託者の選定

信頼できる受託者を選ぶことが重要です。受託者が適切に財産を管理してくれるか不安な場合は、受託者を監督する信託監督人として弁護士等を選任することも出来ます。

(3)相続人や親族の理解

予め受託者となる家族や推定相続人に対して、自身の考えや託す財産について説明し理解を得ておく、後々の“争”続の回避に有効です。

(4)専門家の知見を踏まえた検討

民事信託の検討を円滑に進めるためには、専門家の知見が欠かせません。信託契約書の作成が必要となり、信託契約の内容や財産に応じて様々な手続きや費用も発生します。税制・法令など幅広い角度から検討を進める必要があります。

4. まずは専門スタッフに相談を

足利銀行では、専門のスタッフが相続の手続きや資産の承継に関して、幅広くご相談を承っております。ぜひお近くのブロック個人営業部にご相談ください。



本資料は、情報提供資料として作成されたものであり、情報の確実性を表明するものではなく、本資料に記載の内容はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、法務、会計、税務等の取り扱いについては、弁護士、会計士、税理士等と別途ご相談のうえ、最終のご確認、ご判断をお願いいたします。